

下関市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 市長は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び生活交通の確保維持改善に係る協議を行うため、下関市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 市長は、次に掲げる事項の協議を行うため、下関市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(1)道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び生活交通の確保維持改善に係る事項</p> <p>(2)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項及び都市・地域総合交通戦略の計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p>
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2)市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3)地域公共交通確保維持改善事業に関する事項</p> <p>(4)交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2)市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3)地域公共交通確保維持改善事業に関する事項</p> <p>(4)地域公共交通網形成計画(都市・地域総合交通戦略)の事業の実施に関する事項並びに事業の進捗管理の協議に関する事項</p> <p>(5)地域公共交通網形成計画(都市・地域総合交通戦略)の変更の協議に関する事項</p> <p>(6)交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p>

